

かわぐちファミリー・サポート・センター補償保険のご案内

当かわぐちファミリー・サポート・センターは、援助活動中のサポーター（両方）会員及びサービス利用者（両方）会員の子どもがケガや特定疾病を被った場合の会員の皆様自身の補償や援助活動中にサポーター（両方）の監督ミスやサポーター（両方）会員が供した飲食物等が原因で、サービス利用者（両方）会員の子どもや第三者に損害を与えてしまったことによりサポーター（両方）会員に生じる法律上の賠償責任を補償する以下の内容の保険に加入しておりますのでご案内申し上げます。

（参考：Chubb 損害保険株式会社「ファミリーサポートセンター総合補償制度 Q&A」）

① 災害補償制度 保険金額

保険金の種類	提供会員 サポーター（両方）会員	依頼会員の子ども サービス利用者（両方）会員の子ども
災害死亡補償保険金	500万円	500万円
後遺障害補償保険金	最高500万円	最高500万円
療養補償 入院日額	3,000円	3,000円
療養補償 手術保険金	3万・6万・12万円	3万・6万・12万円
療養補償 通院日額	2,000円	2,000円

保険金の種類	研修・会合
災害死亡補償保険金	500万円
後遺障害補償保険金	最高500万円
療養補償 入院日額	3,800円
療養補償 手術保険金	3.8万・7.6万・15.2万円
療養補償 通院日額	2,300円

② 賠償金補償制度 てん補限度額

施設賠償・生産物賠償	対人・対物共通限度額1事故及び保険期間中：2億円
初期対応費用 見舞金・見舞品	1事故・保険期間中：500万円（下記見舞金・見舞品含む） 死亡後遺障害：10万円（1事由につき） 入院：1万円（1事由につき） 通院：5,000円（1事由につき）
訴訟対応費用	1事故・期間中：1,000万円
受託者賠償（現金のみ）	1事故・期間中：10万円
管理下財物賠償	1事故・期間中：10万円
免責金額	なし

※センター見舞金補償特約 預かった子どもにサポーター（両方）会員の家のものを壊された場合等の補償

※援助活動中のケガや事故、物品の破損などは速やかにセンターに連絡してください。

※センターに事前連絡がない援助活動は、保険対象となりません。

サービス利用者はサポーターに援助を依頼したら、必ず援助活動の前にセンターに依頼した内容（日時・内容・サポーター名）を連絡してください。